

データ資料 29 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の地域別設置状況
(23年3月末現在)

法施行令 別表1の 項番号	施設名	南部地域		中北部地域	合計
		総量規制地域		その他の地域	
		京都市区域	山城区域		
1	ボイラー	1,406	591	791	2,788
2	ガス発生炉・加熱炉			1	1
3	焙焼炉・焼結炉等				
4	溶鋳炉等			5	5
5	金属溶解炉	34	9	12	55
6	金属加熱炉	9	7	30	46
7	加熱炉				
8、8の2	触媒再生塔・焼成炉				
9	焼成炉・溶融炉	3	4	108	115
10	反応炉・直火炉	4	2	1	7
11	乾燥炉	9	16	51	76
12	電気炉				
13	廃棄物焼却炉	33	14	40	87
14	銅鉛等精錬用焙焼炉等				
15	カドミウム系顔料乾燥施設				
16	塩素急速冷却施設				
17	塩化第二鉄用溶解槽				
18	活性炭製造用反応炉				
19	塩素反応施設等				
20	アルミニウム精錬用電解炉				
21	リン肥料製造用反応施設等			1	1
22	弗酸製造用凝縮施設等				
23	リン酸ナトリウム製造用反応施設等				
24	鉛二次精錬用等溶解炉	3	12	2	17
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	73		18	91
26	鉛系顔料製造用溶解炉				
27	硝酸製造用吸収施設等				
28	コークス炉				
29	ガスタービン	88	23	39	150
30	ディーゼル機関	396	104	182	682
31	ガス機関	50	29	15	94
32	ガソリン機関				
合計		2,108	811	1,296	4,215
工場・事業場数		910	274	515	1,699

(注) 電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等で大気汚染防止法第27条第3項の規定による当該施設に係る国の行政機関の長から通知があったものを含みます。